

(証券コード 1888)

新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



第204回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2020年6月25日 (木曜日) 午前10時

場所 | 北九州市若松区浜町一丁目4番7号
当社本店 2階会議室

目次

第204回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	10
計算書類および連結計算書類	23
監査報告	29

若築建設株式会社

第204回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第204回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府や都道府県知事から引き続きの県外移動の自粛等をはじめとする感染拡大防止策が要請される事態に至っております。例年通りの株主総会を開催した場合、会場においていわゆる三密の状態が生じることは避けられず、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主様、ご家族様の安全を第一にお考えいただき、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 当社本店 2階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第204期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件 第204期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4 インターネット開示に関する事項	以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。 ①計算書類の個別注記表 ②連結計算書類の連結注記表 従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。下記の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
 - ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ・座席の間隔拡張や換気のためのドア開放等、感染防止を第一としたレイアウト変更を行うため、十分な座席が確保できず満席となった場合には、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.wakachiku.co.jp>)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては経営体制の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	五百蔵 良平	代表取締役社長兼執行役員社長安全環境本部長	再任 男性
2	烏田 克彦	取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境本部副本部長	再任 男性
3	石井 一己	取締役兼専務執行役員東京支店長	再任 男性
4	中村 誠	取締役兼常務執行役員経営管理部門長兼経営企画部担当	再任 男性
5	恵下 弘幸	取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼総合システム部担当	再任 男性
6	牧原 久利	常務執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長	新任 男性
7	田中 優次	取締役	再任 男性 社外 独立
8	朝倉 康夫	取締役	再任 男性 社外 独立
9	原田 美穂		新任 女性 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

男性 男性候補者 **女性** 女性候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任 男性	いおろい りょうへい 五百蔵 良平 (1956年7月5日)	1979年 4月 当社入社 2010年 4月 当社執行役員九州支店長 2013年 4月 当社執行役員建設事業部門担当役員兼開発・不動産部長 2013年 6月 当社取締役兼執行役員建設事業部門担当役員兼開発・不動産部長 2014年 4月 当社取締役兼執行役員建設事業部門担当役員 2014年 6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 2015年 6月 当社代表取締役社長兼執行役員社長 2017年 4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長安全環境本部長（現任）	9,800株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に当社の土木建築部門および営業部門に従事し、社長就任後も強いリーダーシップを発揮し当社経営を担っております。経営者としての見識、豊富な経験と実績に基づき、経営全般の適切な監督と意思決定ができるバランス感覚を有することから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 男性	からすだ かつひこ 烏田 克彦 (1958年8月25日)	1983年 4月 当社入社 2009年 3月 当社福岡支店長 2013年 4月 当社九州支店長 2013年 6月 当社執行役員九州支店長 2015年 6月 当社常務執行役員本店長兼九州支店長 2016年 6月 当社取締役兼常務執行役員本店長兼九州支店長 2017年 4月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 2019年 6月 当社取締役兼専務執行役員建設事業部門担当役員 2020年 4月 当社取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境本部副本部長（現任）	6,900株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、九州地区において長年にわたり当社の土木建築部門および営業部門に携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、2009年当社福岡支店長、2013年には当社九州支店長を歴任され、2016年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 男性	いしい かずみ 石井 一己 (1959年11月8日)	1982年 4月 当社入社 2007年10月 当社東京支店次長 2013年 4月 当社名古屋支店長 2013年 6月 当社執行役員名古屋支店長 2016年 4月 当社執行役員東京支店長 2016年 6月 当社取締役兼常務執行役員東京支店長 2019年 6月 当社取締役兼専務執行役員東京支店長（現任）	6,100株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の土木建築部門および営業部門における豊富な経験と実績に加え、2013年当社名古屋支店長、2016年には当社東京支店長を歴任し、2016年6月からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 男性	なかむら まこと 中村 誠 (1960年11月10日)	1983年 4月 当社入社 2012年 4月 当社管理部門総務人事部・部長 2012年 7月 当社管理部門総務人事部・部長兼経営企画部・部長 2014年 4月 当社経営企画部長 2015年 6月 当社取締役兼執行役員経営企画部担当兼経営企画部長 2016年 6月 当社取締役兼執行役員管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長 2017年 6月 オーベクス株式会社取締役（現任） 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長 2020年 4月 当社取締役兼常務執行役員経営管理部門長兼経営企画部担当（現任） (重要な兼職の状況) オーベクス株式会社取締役	4,700株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社の総務部門および経営企画部門に従事し、当社ならびにグループ事業全体の経営判断や事業戦略に関する豊富な経験と実績に加え、2015年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 男性	えした ひろゆき 恵下 弘幸 (1958年4月5日)	1982年 4月 当社入社 2012年 4月 当社九州支店副支店長兼営業部長 2013年10月 当社建設事業部門営業部・部長兼開発・不動産部・部長 2014年 4月 当社建設事業部門開発・不動産部長 2016年 6月 当社執行役員建設事業部門担当役員兼営業企画部長 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼営業企画部長 2019年 4月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼総合システム部担当（現任）	4,100株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、九州地区において長年にわたり当社の営業部門に携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、2016年からは執行役員建設事業部門の担当役員に就任し、2018年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任 男性	まさはら ひさとし 牧原 久利 (1962年3月20日)	1986年 4月 当社入社 2014年 4月 当社名古屋支店次長兼名古屋営業所統括所長 2016年 4月 当社名古屋支店副支店長 2017年 4月 当社建設事業部門土木部・部長 2018年 6月 当社執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長 2020年 4月 当社常務執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長(現任)	500株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、中部地区において長年にわたり当社の土木工事業部門に携わり、現場に精通した豊富な経験・実績と高い専門能力を有するとともに、2018年からは執行役員建設事業部門の担当役員として高い見識と能力を有しております。その豊富な経験と高い知見を取締役として経営に活かすことができると考え、新たに取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立 男性	たなか ゆうじ 田中 優次 (1948年2月26日)	1972年 4月 西部瓦斯株式会社入社 2002年 6月 同社取締役 2005年 6月 同社常務取締役 2007年 6月 同社専務取締役 2008年 4月 同社代表取締役社長 2010年 6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2011年 3月 鳥越製粉株式会社取締役（現任） 2013年 4月 西部瓦斯株式会社代表取締役会長 2016年 6月 当社取締役（現任） 2019年 4月 西部瓦斯株式会社取締役相談役 2019年 6月 西部瓦斯株式会社相談役（現任） 黒崎播磨株式会社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 西部瓦斯株式会社相談役 鳥越製粉株式会社取締役 黒崎播磨株式会社取締役	-
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに複数の企業の社外役員としての知見を有されており、経営の監督機能・透明性向上のため、当社の経営全般に対し、客観的な立場から助言・提言を頂くことを目的に、引き続き社外取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">8</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p> <p style="text-align: center;">男性</p>	<p style="text-align: center;">あさくら やすお 朝倉 康夫 (1956年11月18日)</p>	<p>1981年 4月 京都大学工学部助手 1988年 4月 愛媛大学工学部講師 1991年 3月 英国ロンドン大学客員研究員 1991年 4月 愛媛大学工学部助教授 1998年 4月 同大学工学部教授 2002年 4月 神戸大学大学院教授 2011年 1月 東京工業大学大学院教授 2016年 4月 同大学教授（現任） 2016年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京工業大学教授</p>	1,300株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の経営に関連のある、交通工学・国土計画の分野における高度な学術知識と幅広い見識を有されており、経営の監督機能・透明性向上のため、当社の経営全般に対し、客観的な立場から助言・提言を頂くことを目的に、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>		
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p> <p style="text-align: center;">女性</p>	<p style="text-align: center;">はらだ みほ 原田 美穂 (1961年6月28日)</p>	<p>1987年 3月 司法書士登録 1988年 4月 原田司法書士合同事務所入所（現任） 2003年 4月 小倉簡易裁判所民事調停委員（現任） 2014年10月 福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 原田司法書士合同事務所 小倉簡易裁判所民事調停委員 福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員</p>	-
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、司法書士として法務全般における幅広い知識と十分な見識を有しており、経営の監督機能・透明性向上のため、リーガル・コンプライアンスの見地から客観的な立場で適切な助言・提言を頂けるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中優次氏ならびに朝倉康夫氏および原田美穂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社と田中優次氏および朝倉康夫氏の間では、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。また、原田美穂氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、田中優次氏および朝倉康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、原田美穂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
5. 田中優次氏および朝倉康夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第2号議案**監査役1名選任の件**

監査役佃敏郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
再任 男性 つくだ としろう 佃 敏郎 (1957年11月4日)	1980年 4月 当社入社 2003年 4月 当社人事部次長兼人事課長 2005年 4月 当社人事部・部長兼人事課長 2006年 4月 当社経営企画部長 2012年 6月 当社執行役員管理部門総務人事部担当兼総務人事部長兼コンプライアンス室長 2016年 6月 常勤監査役（現任）	5,300株

【監査役候補者とした理由】

同氏は、経営企画部長、執行役員総務人事部担当などの要職を務めるなど長年の経験と幅広い見識を有しているほか、当社グループ会社の取締役も歴任し、当社グループの事業内容に精通しており、今後も当社の監査役として適切な監査業務を遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者となりました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、上期においては企業収益が高い水準で推移し、雇用・所得の改善が続くなど、景気は緩やかな回復が続きました。しかし、下期は輸出・生産に弱さが一段と増し、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響、消費税引き上げ後の消費者マインドの動向など、不透明な要素が増してきました。加えて今年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大は、内外経済に与える影響がきわめて大きく、先行きを見通せない状況にあります。

建設業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに底堅く、事業環境は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社は業績の向上に努めてまいりました結果、受注高は前期比3.5%増の956億円となりました。その内訳は、海上土木31.8%、陸上土木42.7%、建築25.3%、開発事業等0.2%であります。

主な受注工事は次のとおりであります。

国土交通省	横浜港南本牧地区コンテナヤード整備工事
宮城県	気仙沼漁港港町地区外防潮堤外工事 (その2)
神戸市	平成30年災 神戸港沖災害復旧工事 (その1)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	中央新幹線、中央アルプストンネル (尾越)
荏原環境プラント株式会社	(仮称) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事

売上高につきましては、完成工事高が前期比9.1%増の1,041億円で、不動産売上高4億円と開発事業等売上高1億円を加えまして、前期比8.8%増の1,047億円となりました。完成工事高の内訳は、海上土木32.0%、陸上土木42.8%、建築25.2%であります。

主な完成工事は次のとおりであります。

国土交通省	平成30年度福岡空港回転翼施設地盤改良外工事
東京都	呑川防潮堤耐震補強工事 (その17) その2
東日本高速道路株式会社	東北自動車道蓮田SA (新上り線) 休憩施設新築工事
昭和四日市石油株式会社	震災対応棧橋新設工事PART1第1期工事
JFEエンジニアリング株式会社	豊前バイオマス発電所建設工事 土木・建築工事

この結果、次期繰越高は前期比10.0%減の786億円となりました。

損益につきましては、建設事業では、主に完成工事高の増加により前期を上回る利益となりました。その結果、営業利益は前期比7.1%増の44億円、経常利益は前期比3.9%増の42億円となりましたものの、主に税金費用の負担により当期純利益は前期比8.3%減の27億円となりました。

財産の状況につきましては、主に短期借入金増加により、有利子負債は前期比141.6%増の120億円、総資産は前期比5.0%増の819億円となりました。また、純資産につきましては、主に当期純利益により前期比5.9%増の298億円、自己資本比率は36.4%となりました。

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	海上土木	17,456	30,447	33,337	14,566
	陸上土木	41,625	40,784	44,640	37,769
	建築	28,314	24,185	26,209	26,290
	計	87,396	95,417	104,187	78,626
不動産事業		—	—	435	—
開発事業等		20	186	159	47
合計		87,417	95,603	104,783	78,673

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社の設備投資の総額は、1,473百万円であります。

その主なものは、工事の施工能力の維持拡大を目的とした建設機械の購入費及び賃貸用不動産の購入費であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

		第201期 (2016年度)	第202期 (2017年度)	第203期 (2018年度)	第204期 (当期) (2019年度)
受注高	(百万円)	90,160	91,529	92,326	95,603
売上高	(百万円)	78,944	89,677	96,284	104,783
当期純利益	(百万円)	2,279	2,679	3,053	2,798
1株当たり当期純利益	(円)	17.60	206.84	235.68	218.20
総資産	(百万円)	67,081	74,597	77,967	81,904
純資産	(百万円)	23,627	25,740	28,147	29,816

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第202期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社は該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は重要な子会社はありません。

③ 重要な関連会社の状況

当社は重要な関連会社はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞や外出自粛による個人消費の動向など、影響の予測が難しいリスクが存在し、先行きが不透明な状況にあります。

建設業界につきましては、公共投資は底堅く推移していくことが見込まれているものの、民間設備投資は、経済活動の下振れにより不透明感は拭えません。

このような事業環境のもと、当社グループは「中期経営計画（2018年度－2020年度）」の最終年度であり、創業130周年となる2020年度を迎えました。働き方改革、生産性向上、将来を担う人材の確保・育成など建設業全体の課題にも全力で取り組み、より一層の企業価値の向上を図ってまいります。

本計画の概要は以下のとおりであります。

<中期経営計画（2018年度－2020年度）>

○基本方針

更なる成長へ向け、経営資源の有効活用により「収益力の強化」を図る

○基本戦略

1. 「品質・安全」を核とした、工事施工高の緩やかな増加
 - ・現場生産性を重視（技術者一人当たり完工高、ICT技術の活用）／適正な配員
2. 土木部門の更なる強化（海上土木はマリコントップクラスとしての進化）
 - ・競争力強化に繋がる研究・開発／ICT技術の活用／総合評価対応力の強化
3. 民間部門の拡充
 - ・首都圏へ注力／法人顧客の拡大／民間建築への対応を強化（本支店建築体制の強化）
 - ・取り組み案件の多様化（風力・バイオマス・太陽光・小水力等の再生可能エネルギー／耐震化／維持・修繕／不動産を活用した企画営業）
4. 人員の確保・育成、活力の向上
 - ・技術者の確保（採用方法の多様化）／社員教育の充実（技術の継承・スキルアップ・活力向上）
5. 海外事業の基盤強化
 - ・ODA案件を中心に民間案件へ（東南アジア地域）／国際部を中心に全社一体営業／海外組織力の強化／海外要員の育成／外国人の新卒技術者の採用
6. 「更なる成長」へ積極的な資金投資
 - ・収益基盤の多様化に関する投資／研究・開発／ICTを活用した業務改善／人材育成／協力会社への支援
7. 「働き方改革」への取り組み
 - ・現場生産性の向上／週休2日へ向けた段階的な取り組み／業務の効率化、ICTを活用した業務改善／協力会社の処遇改善／意識改革の徹底／女性活躍推進

本計画では、「品質・安全」を核に生産性の向上を図るため、各基本戦略を推進し、計画達成に向け全社一丸となって取り組むことにより、企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年度－2020年度中期経営計画 実績と計画

(単位：億円)

	2018年度			2019年度			2020年度
	計画	実績	対計画	計画	実績	対計画	計画
建設受注高	950	921	△ 28	970	954	△ 16	1,000
売上高	900	962	62	930	1,047	117	960
売上総利益	83	94	11	89	100	11	93
(%)	9.3	9.8	0.5	9.6	9.6	0.0	9.7
営業利益	33	41	8	39	44	5	42
(%)	3.7	4.3	0.6	4.2	4.2	0.0	4.5
経常利益	32	40	8	38	42	4	41
純資産		281			298		300億円 以上
ROE (%)	9%程度	11.3		9%程度	9.7		9%程度
配当性向 (%)	20%以上	23.3		20%以上	27.3		20%以上 (※)

※創業130周年の2020年度は、25%以上を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者（（特－01）第3650号）として国土交通大臣許可を受け、海上土木、陸上土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（（15）第456号）として国土交通大臣免許を受け、不動産の売買、賃貸ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本店	北九州市若松区浜町一丁目4番7号		
東京本社	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号		
支店	東北支店 (仙台市)	千葉支店 (千葉市)	
	東京支店 (東京都)	横浜支店 (横浜市)	
	北陸支店 (新潟市)	名古屋支店 (名古屋市)	
	大阪支店 (大阪市)	中国支店 (広島市)	
	四国支店 (高松市)	九州支店 (北九州市)	
	福岡支店 (福岡市)		

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
695 (168) 名	+14 (+1) 名	45.1歳	18.4年

(注) 従業員数は就業員数 (当社から当社外への出向者を除いております。) であり、臨時従業員数については、() 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	3,744
株式会社三井住友銀行	3,187
株式会社千葉銀行	1,800
株式会社福岡銀行	665
株式会社西日本シティ銀行	585

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,964,993株 (自己株式212,896株を含む)
- ③ 株主数 8,659名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
若築建設協力会社持株会	795,844	6.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	609,300	4.78
三井住友信託銀行株式会社	527,600	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	460,500	3.61
株式会社三井住友銀行	315,025	2.47
山内 正義	312,900	2.45
株式会社千葉銀行	292,242	2.29
若築建設従業員持株会	254,383	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	234,400	1.84
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	213,500	1.67

(注) 持株比率は自己株式 (212,896株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	五百蔵 良平	安全環境本部長
代表取締役	坂本 靖	建設事業部門長兼安全環境本部副本部長兼設計部担当
取締役	烏田 克彦	建設事業部門担当役員
取締役	石井 一己	東京支店長
取締役	中村 誠	管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長 オーベクス株式会社取締役
取締役	恵下 弘幸	建設事業部門担当役員兼総合システム部担当
取締役	田中 優次	西部瓦斯株式会社相談役 鳥越製粉株式会社取締役 黒崎播磨株式会社取締役
取締役	朝倉 康夫	東京工業大学教授
常勤監査役	佃 敏郎	
常勤監査役	勝見 浩明	
監査役	森本 昌雄	株式会社千葉銀行参与 T & I イノベーションセンター株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 取締役のうち田中優次および朝倉康夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち勝見浩明および森本昌雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役田中優次氏ならびに朝倉康夫氏および監査役勝見浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2019年6月27日開催の第203回定時株主総会終結の時をもって、取締役海隅潤一郎氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (2)	153 (10)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	30 (16)

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第203回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当期における使用人分給与はありません。
 3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第190回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第190回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	田中 優次	西部瓦斯株式会社相談役 鳥越製粉株式会社取締役 黒崎播磨株式会社取締役
取締役	朝倉 康夫	東京工業大学教授
監査役	森本 昌雄	株式会社千葉銀行参与 T&Iイノベーションセンター株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 社外取締役田中優次氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。
 2. 社外取締役朝倉康夫氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。
 3. 社外監査役森本昌雄氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 優次	当事業年度に開催した取締役会には、9回中7回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
取締役	朝倉 康夫	当事業年度に開催した取締役会には、9回全てに出席し、大学教授としての高度な学術知識に基づき発言を行っております。
監査役	勝見 浩明	当事業年度に開催した取締役会9回および監査役会9回の全てに出席し、専門的見地から経営全般について疑問点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。
監査役	森本 昌雄	当事業年度に開催した取締役会9回および監査役会9回の全てに出席し、専門的見地から経営全般について疑問点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。

5 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、担当役員、社内関係部署および会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討し、協議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの維持・更新と法令遵守体制の維持に努める。

企業行動規範、企業倫理規程等の各種規程を定めるとともに、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制については、内部通報規程に基づき運用するものとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を遮断するため、不当要求等については外部機関と連携し毅然とした態度で適切かつ組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存規程、情報管理規程等の規程に従い、保存媒体に応じて適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会を設置するとともに、リスク管理および法令遵守の徹底の担当部署を置き、リスク管理規程に基づいてリスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献を基本方針として防災規程に基づき対策の強化・推進を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令および定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、業務分掌規程、職制規程等に則り、それぞれの決裁権限および責任、手続きの詳細について定める。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

さらに、内部監査担当部署は、必要に応じて業務監査を実施し、その結果を取締役、監査役へ報告する。また、企業集団各社においても内部統制システムの維持・向上を推進し、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

⑥ 監査役^①の職務の執行を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動や人事評価については監査役の意見を徴しこれを尊重するものとする。

監査役は、必要に応じ、その職務を補助すべき使用人へ調査および情報収集に関する権限を付与することができるものとする。

⑦ 当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保する体制および監査役^①の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができる。

当社および子会社は、内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役^①の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を整備・運用する。

⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会においてリスクの顕在化局面での早期共有化に努めるとともに、事態対処方針を検討し、さらにその後の状況監視や同様リスクの抑制策の検討指示を実施しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定および業務の見直しを行っており、内部統制システムの実

効性の向上を図っております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内的重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現在、買収防衛策を導入しておりません。どのような取り組みをすることが、当社にとって適切であるかにつき、今後十分な検討を行ってまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、将来に備え企業体質の強化を図るとともに、会社を取り巻く環境を勘案しつつ、配当性向を当期純利益の20%以上とし、業績に応じた利益還元に努めるとともに長期安定的な配当を継続することを基本にしております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を当社定款に定めております。

当社は、2020年5月23日をもちまして創業130周年を迎えました。

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案しまして、2020年5月25日の取締役会決議に基づき、1株当たり普通配当55円に創業130周年記念配当の5円を加えた合計60円とさせていただきます。
本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	68,294
現金預金	13,641
受取手形	1,502
完成工事未収入金	43,142
不動産事業等未収入金	27
販売用不動産	3,419
未成工事支出金	700
不動産事業等支出金	8
未収入金	1,869
立替金	3,133
その他	891
貸倒引当金	△42
固定資産	13,610
有形固定資産	8,516
建物	1,372
構築物	73
機械装置	309
船舶	859
車両運搬具	7
工具器具・備品	118
土地	5,722
リース資産	53
無形固定資産	166
借地権	1
その他	165
投資その他の資産	4,927
投資有価証券	2,262
関係会社株式	75
関係会社長期貸付金	2,180
破産債権、更生債権等	372
繰延税金資産	558
長期前払費用	16
敷金及び保証金	372
その他	187
貸倒引当金	△1,098
資産合計	81,904

科目	金額
負債の部	
流動負債	47,291
支払手形	7,089
工事未払金	13,314
不動産事業等未払金	33
短期借入金	11,673
リース債務	18
未払消費税	1,492
未払金	493
未払法人税等	902
未成工事受入金等	4,595
預り金	6,427
賞与引当金	755
完成工事補償引当金	441
工事損失引当金	13
その他	39
固定負債	4,797
長期借入金	383
リース債務	39
再評価に係る繰延税金負債	768
退職給付引当金	3,566
その他	38
負債合計	52,088
純資産の部	
株主資本	28,028
資本金	11,374
資本剰余金	2,907
資本準備金	2,843
その他資本剰余金	63
利益剰余金	14,058
その他利益剰余金	14,058
自己株式	△312
評価・換算差額等	1,788
その他有価証券評価差額金	82
土地再評価差額金	1,705
純資産合計	29,816
負債純資産合計	81,904

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	104,187	
不動産事業等売上高	595	104,783
売上原価		
完成工事原価	94,320	
不動産事業等売上原価	422	
販売用不動産評価損	20	94,763
売上総利益		
完成工事総利益	9,867	
不動産事業等総利益	152	10,020
販売費及び一般管理費		5,569
営業利益		4,450
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	42	
保険配当金	27	
貸倒引当金戻入額	43	
その他	22	179
営業外費用		
支払利息	126	
為替差損	222	
シンジケートローン手数料	50	
その他	18	416
経常利益		4,212
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	80	80
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	6	
投資有価証券評価損	96	
減損損失	0	
災害による損失	21	
その他	0	127
税引前当期純利益		4,165
法人税、住民税及び事業税	1,155	
法人税等調整額	210	1,366
当期純利益		2,798

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2019年4月1日 残高	11,374	2,843	63	2,907	11,972	11,972	△12	26,241
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△712	△712		△712
当期純利益					2,798	2,798		2,798
自己株式の取得							△300	△300
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)								
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	2,086	2,086	△300	1,786
2020年3月31日 残高	11,374	2,843	63	2,907	14,058	14,058	△312	28,028

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日 残高	199	1,705	1,905	28,147
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△712
当期純利益				2,798
自己株式の取得				△300
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	△117		△117	△117
当事業年度中の変動額合計	△117	-	△117	1,668
2020年3月31日 残高	82	1,705	1,788	29,816

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	72,387
現金預金	15,447
受取手形・完成工事未収入金等	45,355
販売用不動産	3,707
未成工事支出金	765
不動産事業等支出金	1,154
立替金	3,132
その他	2,873
貸倒引当金	△47
固定資産	13,481
有形固定資産	9,357
建物・構築物	4,005
機械、運搬具及び工具器具備品	4,554
船舶	3,362
土地	5,942
リース資産	99
建設仮勘定	14
減価償却累計額	△8,620
無形固定資産	171
投資その他の資産	3,952
投資有価証券	2,306
繰延税金資産	1,151
その他	977
貸倒引当金	△481
資産合計	85,869

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	49,338
支払手形・工事未払金等	20,920
短期借入金	11,757
リース債務	18
未払法人税等	1,045
未成工事受入金等	5,758
預り金	6,443
賞与引当金	801
完成工事補償引当金	442
工事損失引当金	13
その他	2,136
固定負債	5,089
長期借入金	439
リース債務	39
再評価に係る繰延税金負債	768
退職給付に係る負債	3,748
その他	92
負債合計	54,428
純資産の部	
株主資本	28,738
資本金	11,374
資本剰余金	2,924
利益剰余金	14,752
自己株式	△312
その他の包括利益累計額	1,649
その他有価証券評価差額金	82
土地再評価差額金	1,705
退職給付に係る調整累計額	△138
非支配株主持分	1,053
純資産合計	31,441
負債純資産合計	85,869

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	105,182	
不動産事業等売上高	2,648	107,830
売上原価		
完成工事原価	95,157	
不動産事業等売上原価	1,699	
販売用不動産評価損	20	96,877
売上総利益		
完成工事総利益	10,025	
不動産事業等総利益	928	10,953
販売費及び一般管理費		5,914
営業利益		5,039
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	38	
持分法による投資利益	8	
保険配当金	27	
受取保険金	21	
その他	25	132
営業外費用		
支払利息	130	
為替差損	222	
シンジケートローン手数料	50	
その他	21	425
経常利益		4,746
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	40	42
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	7	
投資有価証券評価損	102	
減損損失	0	
災害による損失	21	
その他	0	132
税金等調整前当期純利益		4,656
法人税、住民税及び事業税	1,367	
法人税等調整額	198	1,565
当期純利益		3,090
非支配株主に帰属する当期純利益		127
親会社株主に帰属する当期純利益		2,963

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	11,374	2,924	12,501	△12	26,788
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△712		△712
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,963		2,963
自己株式の取得				△300	△300
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,250	△300	1,950
2020年3月31日 残高	11,374	2,924	14,752	△312	28,738

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日 残高	199	1,705	△890	1,014	928	28,730
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△712
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,963
自己株式の取得						△300
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△117		751	634	125	759
連結会計年度中の変動額合計	△117	－	751	634	125	2,710
2020年3月31日 残高	82	1,705	△138	1,649	1,053	31,441

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

若築建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、若築建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

若築建設株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

文 倉 辰 永 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

高 尾 英 明 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、若築建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、若築建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第204期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

若築建設株式会社 監査役会

常勤監査役 佃 敏郎 ㊞

常勤監査役
(社外監査役) 勝見浩明 ㊞

監査役
(社外監査役) 森本昌雄 ㊞

以 上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice.

定時株主総会会場ご案内図

会場

北九州市若松区浜町一丁目4番7号 当社本店 2階会議室
電話 (093) 761-1331

交通

JR筑豊本線……………若松駅 徒歩15分 → 会場
JR鹿児島本線……………戸畑駅 徒歩5分 → 戸畑渡場 船3分 → 若松渡場
若松渡場 徒歩2分 → 会場



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。